

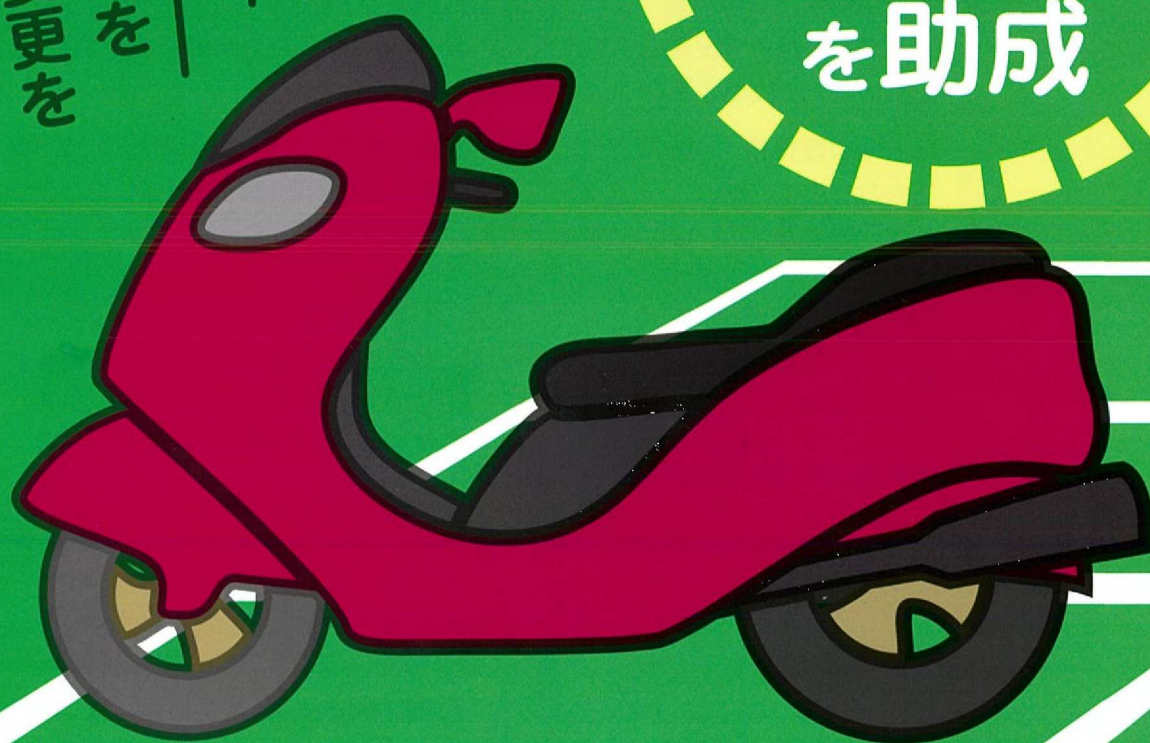
自動二輪車用駐車場

整備助成のご案内

土地活用に
二輪車用駐車場
をお考えの方に

現在の駐車場を
二輪車用に変更を
お考えの方に

1台あたり
最大**10万円**
を助成



自動二輪車用駐車場整備助成について

助成対象地域

東京都内の市町村で、市町村が推進する違法駐車解消地域など。

助成対象者

一般公共の用に供する既存駐車場を経営されている事業者の方など。

助成対象駐車場

既設駐車場等を改造もしくは、土地を取得または賃借して新たに2台以上を整備する時間貸しの自動二輪車用駐車場が対象となります。

(月極との併用も可です。ただし、時間貸しの台数が半数未満の場合は、助成対象は時間貸し部分のみとなります。)

また、以下の場合も助成対象となります。

- ①機械式立体駐車場で、(公社)立体駐車場工業会の認定を受けた自動二輪車用固定装置等を設置する場合
- ②月極専用自動二輪車用駐車場を時間貸しに切り替える場合
(ただし、時間貸しの台数が半数未満の場合は、助成対象は時間貸し部分のみとなります。)

助成条件

- ①駐車場整備後、2年以上運営すること。
- ②駐車場整備前に申請を行い、原則として毎年度2月末までに整備工事が完了すること。
- ③申請は、各市町村を通じて行うこと。

助成対象経費

- ①専用料金精算機設置、バイク施錠設備設置、入口改造・床面破損防止工事及び転倒防止ガードパイプ設置に要する費用並びに自動二輪車用駐車場新設に要する費用。
- ②その他、公社が必要かつ適当と認めたもの。

※土地の取得費、土地の賃借料、各種手数料等費用及び消費税は、申請事業者の負担となります。また、リース契約により設置した機器等は助成対象になりません。

※手形による支払いは助成対象経費に含めません。

助成金額

助成対象経費の範囲内で、1台あたり10万円を助成限度額とし、補助率は下記のとおりです。

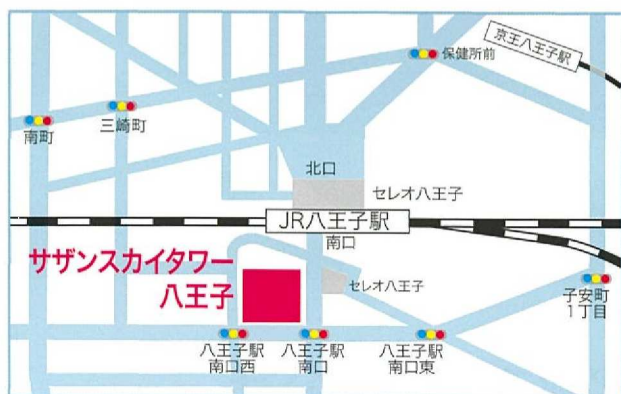
①助成対象台数が19台以下の場合は、助成対象経費の $\frac{1}{2}$ を助成します。

②助成対象台数が20台以上の場合は、助成対象経費の $\frac{2}{3}$ を助成します。

ただし、1つの駐車場あたりの助成台数は、30台を限度とします。また、助成金に1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。

※助成要領・申請書は、公社ホームページからダウンロードできます。

※申請前に必ず公社担当者にご相談ください。



お問い合わせは…



公益財団法人 東京都都市づくり公社

事業企画部 公益事業課 まちづくり支援係

URL: <http://www.toshizukuri.or.jp/business/toshidukuri/machidukuri.html>

〒192-0904 東京都八王子市子安町4丁目7番1号

サザンスカイタワー八王子7階

電話 042-686-1910

FAX 042-686-1909

Eメール koueki@toshizukuri.or.jp

令和元年度版